

山陽アンビシャス協同組合



SANYOU
ANBISYASU
KYOU DOUKUMIAI

～ 組合概要 ～

山陽アンビシャス協同組合は、岡山県下の各種事業主の皆様がお互いの情報を共有し、より幅広いものづくりを目指すために作られた組合です。

当組合のメインの外国人技能実習生の受入事業は、2006年5月に「外国人技能実習生受入制度に関する事業」として認可されたことに始まります。

その後、外国人技能実習機構の指導の下、各国での送出機関との連携により独自の実地試験を行い、さらに外国人技能実習生を厳格に選定し、日本国への受入を実行しています。

来日後は組合加入企業様が、外国人技能実習生を一定期間受入、技能実習を行いながら日本の優れた「技術・技能・知識」を教えます。

当組合は、外国人技能実習生の母国の産業振興に寄与できる優秀な人材を育成すること、外国人技能実習生受入事業を通して組合加入企業様をサポートしていくことを目的とし、事業を行っています。

上記により、日本国と送出諸国の架け橋となり、人材の育成を通じて国際貢献の一助となることを目的としています。

当組合の受入対象国は、中国・ベトナム・インドネシア・バングラデシュの4か国を中心としており、受入企業様に複数の選択肢を用意しております。

山陽アンビシャス協同組合 理事長 山本 芳栄

受入企業様のメリット

- 当組合の外国人技能実習生は、向上心のある誠実で明るい若者たちです。活気あふれる職場に変わります。
- 当組合の外国人技能実習生は、見習うほどにまじめでよく働きます。社内の雰囲気もガラッと変わり、職場の活性化と生産の向上につながります。
- 当組合の外国人技能実習生は、豊富な人材の中から厳重な採用試験の結果選り抜かれた特別な人材であり、日本人社員と遜色なく働くことができ、一緒に働くことは国際貢献（ブランディング）にもつながります。

中国実習生の活躍の様子



インドネシア実習生の活躍の様子





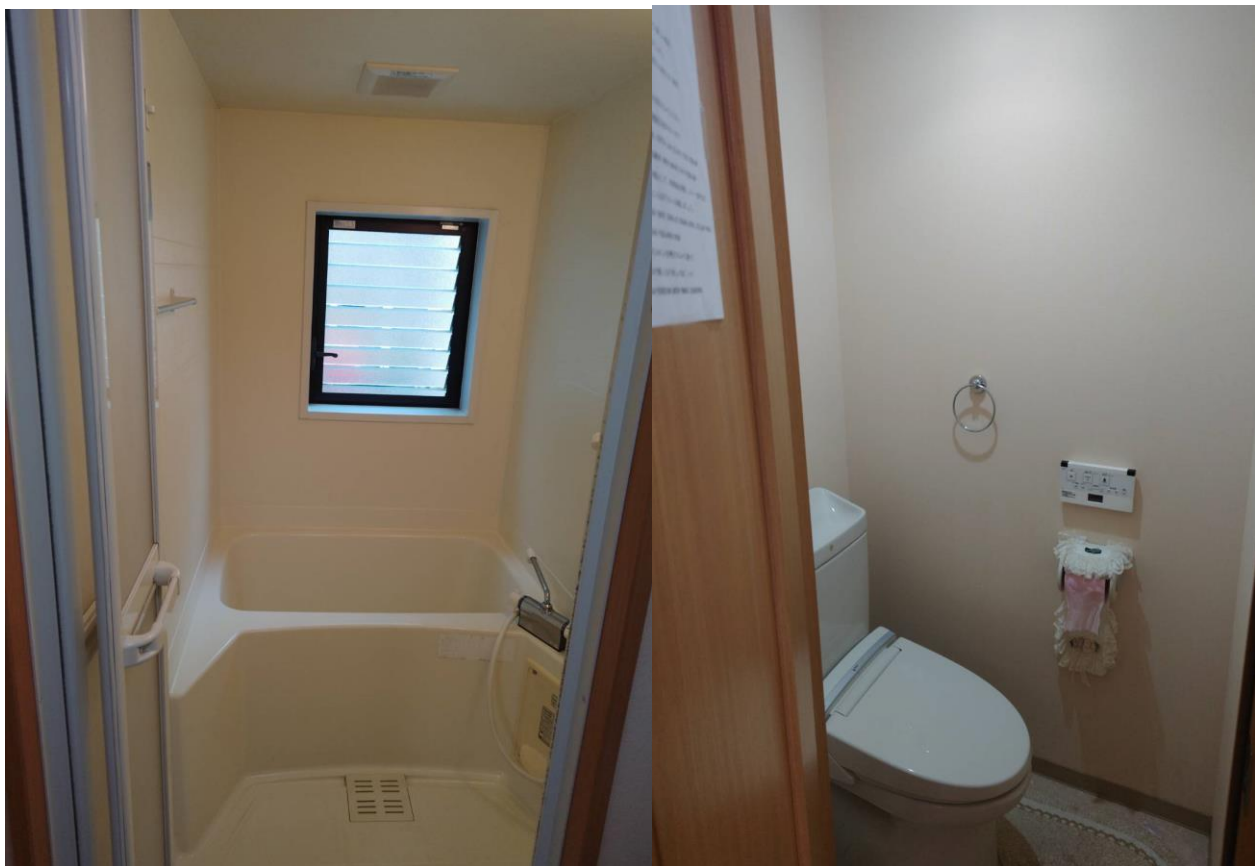
バンクラディッシュ実習生の活躍の様子





当組合研修センター





技能実習制度の概要

技能実習制度 移行対象職種・作業一覧（90職種165作業）

[illegible]

(注1) ●の職種：技能実習評価試験に係る職種
(注2) △のない職種：作業は3号まで実習可能

(令和5年10月31日時点)

技能実習生の数

別紙2

基本人数枠

実習実施者の常勤の職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の 20分の1
201人～300人	15人
101人～200人	10人
51人～100人	6人
41人～50人	5人
31人～40人	4人
30人以下	3人

(参考)旧制度の基本人数枠

実習実施機関の 常勤の職員の数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員数数の20分の1
201人～300人	15人
101人～200人	10人
51人～100人	6人
50人以下	3人

※ 常勤職員数には、技能実習生(1号、2号及び3号)は含まれない。

人数枠（団体監理型）

人数枠				
第 1 号 (1年間)	第 2 号 (2年間)	優良基準適合者		
		第 1 号 (1年間)	第 2 号 (2年間)	第 3 号 (2年間)
基本人数枠	基本人数枠の 2 倍	基本人数枠の 2 倍	基本人数枠の 4 倍	基本人数枠の 6 倍

人数枠（企業単独型）

企業	技能実習生の人数枠				
	第1号 (1年間)	第2号 (2年間)	優良基準適合者		
			第1号(1年間)	第2号(2年間)	第3号(2年間)
法務大臣及び厚生労働大臣が継続的で安定的な実習を行わせる体制を有すると認める企業	基本人数枠	基本人数枠の2倍	基本人数枠の2倍	基本人数枠の4倍	基本人数枠の6倍
上記以外の企業	常勤職員総数の20分の1	常勤職員総数の10分の1	常勤職員総数の10分の1	常勤職員総数の5分の1	常勤職員総数の3分の1

- 団体監理型・企業単独型ともに、下記の人数を超えてはならない。
(1号実習生:常勤職員の総数、2号実習生:常勤職員数の総数の2倍、3号実習生:常勤職員数の総数の3倍)
- 特有の事情のある職種については、事業所管大臣が定める告示で定められた人数とする。
- やむを得ない事情で他の実習実施者から転籍した実習生を受け入れる場合、上記の人数枠と別に受け入れることを可能とする。



国中整計建第 266 号

中国第 18 号

岡山県指令産企第 113 号

農林水産省指令 19 中生第 1280 号 (食)

無料職業紹介事業届出番号 33-特-000049

一般監理事業許可 許 1709001402

登録支援機関許可 19 登-003045